

実績評価書

(厚生労働省25(I -5-3))

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標 I -5-3)						
施策の概要	<p>・臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。</p> <p>・白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植(骨髄・末梢血幹細胞移植、さい帯血移植)を推進するため、あっせん体制の確保を図るとともに、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存さい帯血を確保するための普及啓発を行い、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。 等</p>						
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○平成22年に施行された改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)のもと、脳死下での臓器提供事例が着実に増加している。このような中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員やドナー家族に対する心理的ケアの充実等、あっせん業務体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。</p> <p>○「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が平成24年に成立し、平成26年1月1日に施行された。そのような中で造血幹細胞移植を推進するため、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図り、骨髓移植のあっせん業務を行うコーディネーターの確保、ドナーや保存臍帯血を確保するための普及啓発等に取り組む。</p>						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額
	当初予算(a)	2,541,231	2,492,555	2,448,726	2,509,033	2,595,800	3,248,330
	補正予算(b)	▲24,945	53,067	0	0	-	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	-	
	合計(a+b+c)	2,516,286	2,545,622	2,448,726	2,509,033	-	3,248,330
	執行額(千円、d)	2,474,388	2,509,111	2,439,844	-		
関連税制	-						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-	-				

測定指標	指標1 臓器提供意思登録システム 現登録者数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度		
		107,634	58,114	95,068	107,634	117,386	123,362	前年度以上		
指標2 骨髓バンクドナー登録者数	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度		
		407,871	357,378	380,457	407,871	429,677	444,143	前年度以上		
指標3 造血幹細胞移植推進法の施行	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	25年度		
		-	-	-	-	H26.1.1 実行	早期の実行	早期の実行		
【参考】指標4 脳死下臓器提供者数	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標	主要な指標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	25年度		
		5	39	44	45	53	53	53		
【参考】指標5 造血幹細胞移植件数	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標	主要な指標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	25年度		
		2139	2266	2378	2537	2473	2473	2473		
【参考】指標6 コーディネート期間における採取行程日数(平均値)	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標	主要な指標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	25年度		
		76	75	74	77	77	77	77		

※21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分※)②
	総合判定	(判定結果)A (判定理由) 指標1、指標2とともに、目標値を達成し、指標3についても関係法令を整備した上で、平成26年1月1日に施行し、目標を達成したと考える。施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ適切に実施されていることから目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) ○臓器移植対策 平成22年の改正臓器移植法施行に伴い、健康保険証、運転免許証に意思表示欄を設けるなどの体制整備を行うとともに、コンビニエンスストア等の協力を仰ぎ、臓器提供意思表示カードの配布を広くを行い、普及啓発に努めている。また、全国の中学生向けに臓器移植に関するパンフレットを配布している。臓器提供意思登録システムの登録者数も年々増加していることから、これらの施策が有効に機能していると評価できる。 ○造血幹細胞移植対策 骨髄等のあっせん体制の整備を行うとともに、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び患者負担金免除事業を行っている。骨髄バンクドナー登録者数も年々増加していることから、これらの施策が有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価) ○臓器移植対策 普及啓発費の適正化など、適宜費用の見直しを行っている中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ○造血幹細胞移植対策 ドナー登録について、献血併行型で登録会を多く開催するなど、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析(施策の必要性の評価)) 臓器移植対策に関する指標1及び造血幹細胞移植対策に関する指標2が、ともに着実に増加している。今後はより一層効果的・効率的に施策の推進を図る必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 事業の効率性に配慮しつつ、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の施行後も骨髄バンクドナーの登録を着実に進めるとともに、臓器の移植に関する国民の理解が深まるよう、臓器移植に関する普及啓発活動を推進していく。 (予算要求について) 以下の口で囲んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額 造血幹細胞移植対策及び臓器移植対策を強化するため。 (税制改正要望について) — (機構・定員について) —

※(各行政機関共通区分)の記載については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)」における5段階区分と次のとおり対応している。

- ①:「目標超過達成」、②:「目標達成」、③:「相当程度進展あり」、④:「進展が大きくない」、⑤:「目標に向かっていない」

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(平成26年6月27日開催)で議論いただいたところ、「臓器移植を必要とする人数や臓器移植を行った件数を目標として設定するべきではないか。」といった意見が出されたが、臓器提供は善意によって任意に行われるべきであり、臓器提供数そのものを政策目標とすることは困難であるため、評価書の修正は行っていない。
-----------------	--

参考・関連資料等	関連法令 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/zouki_ishoku/hourei.html 、 http://law.egov.go.jp/announce/H24HO090.html 移植希望登録者数 URL: http://www.jotnw.or.jp/datafile/index.html 骨髓移植ドナー登録者数及び非血縁者間骨髓移植実施数 URL: http://www.jmdp.or.jp/data/ 関連事業の行政事業レビューsheet URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiawake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/146.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiawake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/147.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiawake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/148.pdf
----------	--

担当部局名	健康局	作成責任者名	移植医療対策推進室 長 阿萬 哲也	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----	--------	-------------------------	----------	---------